

**広島市道路交通局道路部街路課が発注する建設コンサルタント業務等
総合評価落札方式の実施に伴う留意事項**

令和 6 年 7 月
道路交通局道路部街路課

1 趣旨

この留意事項は、広島市道路交通局道路部街路課が発注する建設コンサルタント業務等に係る総合評価落札方式の実施に関し、広島市道路交通局道路部街路課が発注する建設コンサルタント業務等総合評価落札方式実施要領（以下「要領」という。）に定めのない留意すべき事項を定めます。

2 発注方式

(1) 発注方式選定の基本的な考え方

業 務 内 容			発注方式
建設 コン サル タ ン ト 業 務 等	発注業務の内容が技術的に高度なものの又は専門的な技術力が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果が期待でき、品質の向上が期待できる業務		プロポーザル方式
	事前に仕様を確定可能であるが、入札参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務	技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針（業務理解度、実施手順及び工程計画）を求めることにより、品質の向上が期待できる委託業務	総合評価落札方式【標準型】
		技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等に加え、業務の実施方針（業務理解度）を求めることにより、品質の向上が期待できる委託業務	総合評価落札方式【簡易型】
		技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務において、企業、配置技術者の実績等を求めることにより、品質の向上が期待できる委託業務	総合評価落札方式【特別簡易型】
	業務に必要な資格や実績、成績、技術者の状況等を総合的に勘案し、入札参加条件を付すことで、品質の確保が期待できる業務		価格競争方式（一般競争入札）

(2) 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力等の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式です。

平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）では、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすとされています。また平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された「品確法の基本方針」では、価格と品質（技術的能力）が総合的に優れた内容の契約がなされるよう求められています。

総合評価落札方式を導入することにより、価格に加え技術の評価がなされることにな

り、技術を持たない者が落札しにくく、より高い技術を持つ者が有利になることで品質向上が期待できます。

3 対象業務（要領第 2 条関係）

対象業務は、プロポーザル方式を適用しない測量・建設コンサルタント等業務を対象とし、適用する型式は業務の内容により「2(1)発注方式選定の基本的な考え方」を参考に技術力、知識及び構想力・応用力が高度なものは標準型を適用し、中程度のものは簡易型を適用し、少ないものは特別簡易型を適用します。

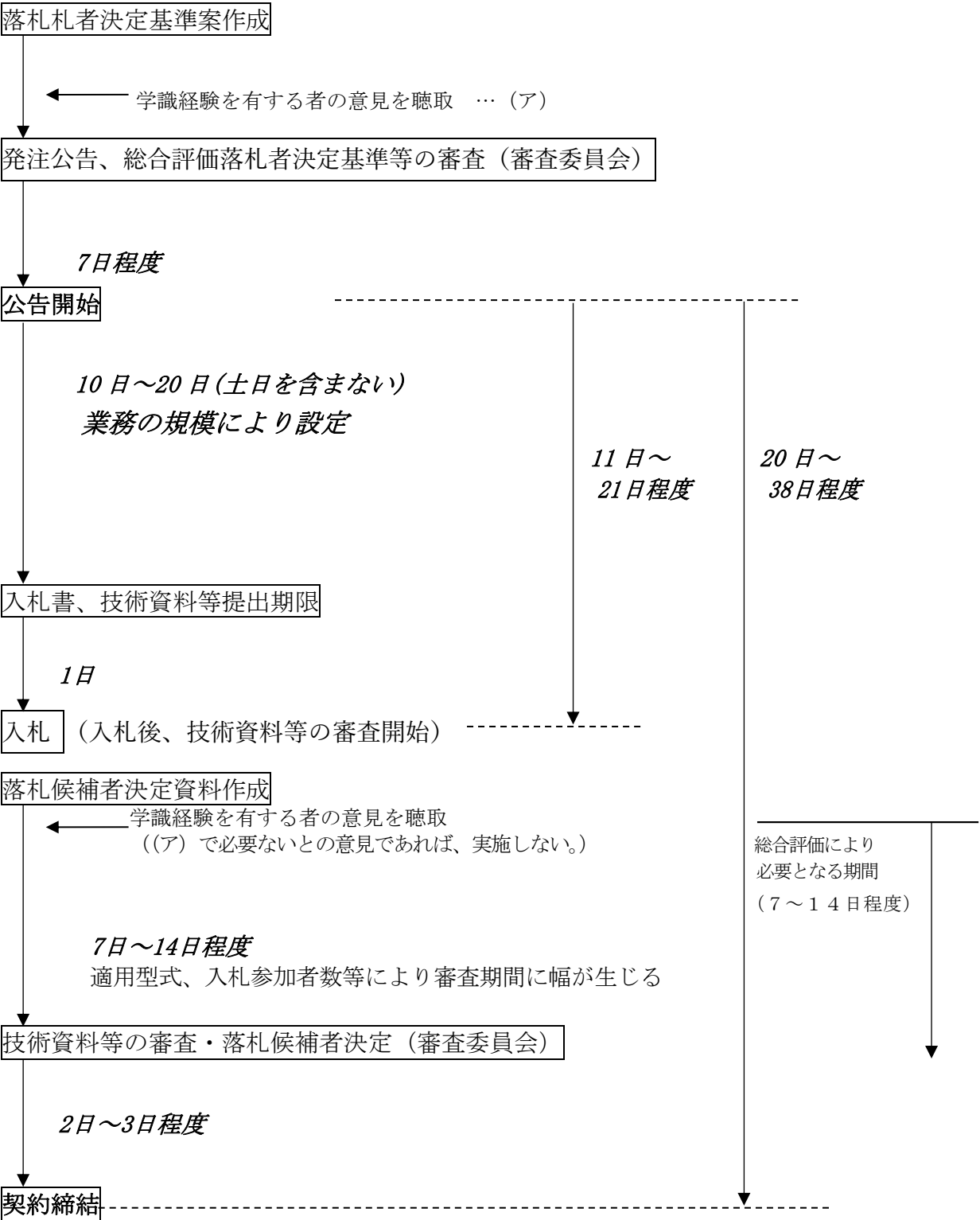
標準型	企業や技術者の能力、実施方針を評価する方法で、2 課題の業務理解度（A 4 で 2 枚以内）と実施手順及び工程計画（A 4 で 1 枚）を求め、実施方針に重点を置いた評価方式である。技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務について適用する。
簡易型	標準型を簡素化し、実施方針については 1 課題の業務理解度（A 4 で 1 枚）を求め、実施手順及び工程計画は求めない評価方式である。技術的検討の余地が大きいと認められる委託業務について適用する。
特別簡易型	簡易型をさらに簡素化し、実施方針については求めず、企業や技術者の能力で評価する方式である。技術的検討の余地が小さいと認められる委託業務について適用する。

4 評価項目及び配点

評 価 項 目	型 式			
	標準型	簡易型	特別簡易型	
			測量以外	測 量
1 企業の能力	9	9	9	
令和〇〇年度【過去3年間】以降の同種業務3件の業務成績評定の平均点	(4)	(4)	(3)	
令和〇〇年度【過去3年間】以降の同業務分野での優良業務表彰等の有無	(2)	(2)	(2)	
業務実施及び照査体制	(3)	(3)	(2)	
業務実施場所	(一)	(一)	(2)	
2 管理技術者の能力	15	19	23	23
保有資格	(2)	(2)	(3)	(一)
令和〇〇年度【前年度1年間】の継続教育(CPD)の取組み	(2)	(2)	(4)	(4)
同種・同規模業務の実績	(4)	(6)	(6)	(8)
令和〇〇年度【過去3年間】以降の同業務分野(部門)3件の業務成績評定の平均点	(4)	(6)	(7)	(8)
令和〇〇年度【過去4年間】以降の同業務分野での優秀建設技術者表彰等の有無	(3)	(3)	(3)	(3)
3 担当技術者の能力	6	6	10	10
保有資格	(3)	(3)	(5)	(5)
令和〇〇年度【前年度1年間】の継続教育(CPD)の取組み	(3)	(3)	(5)	(5)
4 実施方針	30	16	—	
業務理解度	(24) 12点×2課題	(16) 16点×1課題	(一)	
実施手順及び工程計画	(6)	(一)	(一)	
技 術 評 価 点	60	50	40	
価 格 評 価 点	40	40	40	
評 価 値 (技術評価点+価格評価点)	100	90	80	

5 総合評価落札方式の実施手続き

総合評価落札方式における一般競争入札の実施手続きについては、適用する型式、業務の難易度、入札参加者数により見積り期間、審査期間が異なるが一般的な期間は次のとおりです。



6 学識経験者の意見聴取（要領第 11 条関係）

要領第 11 条に規定する学識経験者の意見聴取は、総合評価落札方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たって、発注者の恣意を排除し、中立かつ公平な審査・評価を行うために以下の場合について実施します。

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者を決定しようとするとき（学識経験者が必要と認めた場合のみ）

7 入札公告等について

(1) 公告等

公告、入札説明書に落札者決定に係る基準等、必要な事項を記載していますので、内容をよく確認し、技術資料及び添付資料（以下「技術資料等」という。）を作成してください。

(2) 既存資料の閲覧

標準型及び簡易型については、実施方針（業務理解度）に係る技術資料の作成に当たっての業者間の公平性を保つため、既存資料がある場合は閲覧が行えることとします。閲覧場所は公告等へ記載していますが、主に仕様書等の閲覧場所とします。なお、注意事項としまして、公告文へ「閲覧を行う上で知り得た情報を外部に漏らしてはならない」旨の記載を行っておりますので厳守してください。

8 入札時に必要な資料について（要領第 4 関係）

評価を行う際に必要な技術資料等を提出することとし、提出された技術資料等は返却しないものとします。提出する技術資料等の部数は 2 部とします。

（提出資料）

標準型：様式総 1 号、総 2-1 号、総 3～9 号

簡易型：様式総 1 号、総 2-2 号、総 3～7 号、総 10 号

特別簡易型：様式総 1 号、総 2-3 号、又は、総 2-4 号、総 3～7 号

次に該当する者の入札は無効とします。

- (1) 技術資料が全く提出されていない場合
- (2) 技術資料は提出しているが、提出様式に不足がある場合
- (3) 技術資料は全て提出しているが、必要事項が記載されていない場合

9 評価（審査）について

(1) 実施方針の評価について

実施方針の評価は、有効な入札参加者全者の提出された技術資料（様式総 8～10）について、評価を行います。

(2) 自己採点について

自己採点方式を採用し審査に係る時間の短縮を図り、落札者決定に至るまでの審査期間を短縮しています。総合評価の型式別に、技術資料の様式総 2-1～4 号へ実施方針以外の評価項目について、入札参加者が自己採点を行い提出することとしています。発注者の

運用別紙 3

審査は、自己採点の得点＋実施方針の得点を合わせて算出した技術評価点＋価格評価点＝評価値が最も高い者について、次の評価基準に基づき自己採点に係る評価項目の審査を行います。

ア 過大評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より高い場合、0点とする。

例→入札参加者の採点 4.0点、発注者の審査 2.0点の場合、その評価項目に係る最終得点は0.0点とする。

イ 過小評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より低い場合、自己採点を上限とする。

例→入札参加者の採点 2.0点、発注者の審査 4.0点の場合、その評価項目に係る最終得点は2.0点とする。

上記の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合、評価値の最も高くなった者の審査を行い、以後決定するまで繰り返します。

なお、各評価項目の配点の上限を超える自己採点の得点については、審査を行わない者の自己採点の得点であっても0点とします。

例→入札参加者の採点 6.0点、その評価項目の配点の上限値 5.0点の場合、その評価項目に係る最終得点 0.0点とする。

自己採点項目（入札者が自ら採点する項目）

評 価 項 目	型 式			
	標準型	簡易型	特別簡易型	
	様式2-1	様式2-2	様式2-3	様式2-4
1 企業の能力				
令和〇〇年度【過去3年間】以降の同種業務3件の業務成績評定の平均点	○	○	○	
令和〇〇年度【過去3年間】以降の同業務分野の優良業務表彰等の有無	○	○	○	
業務実施及び照査体制	○	○	○	
業務実施場所			○	
2 管理技術者の能力				
保有資格	○	○	○	—
令和〇〇年度【前年度1年間】の継続教育(CPD)の取組み	○	○	○	○
同種・同規模業務の実績	○	○	○	○
令和〇〇年度【過去3年間】以降の同業務分野(部門)3件の業務成績評定の平均点	○	○	○	○
令和〇〇年度【過去4年間】以降の同業務分野の優秀建設技術者表彰等の有無	○	○	○	○
3 担当技術者の能力				
保有資格	○	○	○	○
令和〇〇年度【前年度1年間】の継続教育(CPD)の取組み	○	○	○	○
4 実施方針				
業務理解度	—	—		
実施手順及び工程計画	—	—		

※「○」は自己採点する項目、「—」は自己採点が不要な項目

※提出様式総2－4号は、特別簡易型で業務分野が測量業務のみの場合

10 総合評価結果の公表について（要領第13条関係）

総合評価落札方式による入札結果は落札者決定後、広島市調達情報システムにおいて掲載します。

掲載内容は、予定価格、各評価項目の得点、技術評価点、入札価格及び評価値とします。

なお、評価値が2位以下の者については、自己採点の値について審査を行わない場合がある

ため、技術評価点及び評価値は正しいものとは限りません。

11 委託業務の履行確認・検査について（要領第 12 条関係）

契約締結後、受注者は実施方針で提案した内容を含めた業務計画書を提出してください。

発注者は業務計画書に提案内容が反映されているかの確認を行い、技術資料に記載された内容が業務計画書に反映されていない場合は、記載を求めます。ただし、技術資料に記載された内容に品質確保等の問題がある場合は、履行を認めない事項として業務打合せ簿により受注者に通知します。

発注者は、評価した技術資料の内容の履行状況を適宜確認し、業務の検査は、提案内容について適正に履行したことが確認できる資料により、提案内容の履行確認を行いますので、検査時等には所要の資料を提示してください。

12 評価内容の担保等（要領第 12 条関係）

技術資料の内容が受注者の責により、実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求を行います。

また、業務成績評定の減点対象とし、未実施の評価項目毎に 5 点を減じます。

【業務成績評定の減点例（標準型を例示）】

例 1 業務実施及び照査体制を次の様に変更する場合

【管理技術者：1 名⇒1 名、担当技術者：2 名⇒1 名、照査技術者：2 名⇒2 名】

→ 品質確保体制の評価項目が未実施となるため、業務成績評定を 5 点減じる。

例 2 管理技術者を次の者に変更する場合（管理技術者の変更はやむを得ない場合のみ）

【資格：満点⇒半点、CPD：25 単位⇒50 単位、同種業務：満点⇒満点、

業務成績：80 点⇒75 点】

→ 資格及び業務成績の 2 項目が未実施となるため、業務成績評定を 10 点減じる。

例 3 担当技術者を次の者に変更する場合

【資格：半点⇒満点、CPD：40 単位⇒31 単位】

→ CPD の項目が未実施となるため、業務成績評定を 5 点減じる。

例 4 実施方針（業務理解度、実施手順及び工程計画）の不履行

【課題Ⅰ：未実施 2 つ、課題Ⅱ：未実施 1 つ、工程：すべて実施】がある場合

→ 課題Ⅰ及び課題Ⅱの 2 項目が未実施となるため、業務成績評定を 10 点減じる。

13 技術資料作成に係る注意事項

技術資料の作成に当たっては、公告、入札説明書の記載事項を確認するとともに、各様式の下段へ注意事項を記載していますので、内容を確認の上、資料作成をしてください。